

○大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

平成18年 3月31日

規則第83号

改正 平成19年 9月28日第122号

平成22年 3月31日第26号

平成27年 3月31日第76号

平成30年 3月30日第41号

令和 6年 3月29日第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定通知書の交付及び標示)

第2条 区長は、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請により指定をしたときは、申請した者に対して指定通知書（別記第1号様式）を交付する。

2 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定更新通知書の交付及び標示)

第3条 区長は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による申請により指定の更新をしたときは、申請した者に対して指定更新通知書（別記第2号様式）を交付する。

2 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(業務管理体制の整備に係る届出等)

第4条 法第115条の32第2項第5号の規定による業務管理体制の整備の届出及び法第115条の32第4項の規定による区分変更の届出をしようとする者は、介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出業務管理体制の整備に係る届出書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の変更に係る届出をしようとする者は、介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

3 前2項に規定する届出は、書面の提出に代えて、厚生労働省が運営する業務管理体制の整備に関する届出システムに、別記第3号様式及び別記第4号様式に記載すべき事項を入力する方法により行うことができる。

(事業所に関する情報の提供)

第5条 区長は、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新、法78条の5及び第115条の15の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都知事、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会その他区長が必要と認める者に対し、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 事業所の指定の申請者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づく事業所の指定等に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成30年3月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定に基づく事業所の指定等に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和6年3月29日規則第66号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。